

令和3年12月13日  
兵庫県観光企画課

## ふるさと応援！ひょうごを旅しようキャンペーン 1月以降の期間延長に伴う既存予約の取扱いについて

本キャンペーンの対象商品の販売に際しては、補助事業であることを明らかにするとともに、本来の価格と割引後の価格（助成後の価格）を明示し、その差額に対し助成があることを消費者が明確に認知できるようにする必要があります。また、1月1日旅行・宿泊分からは、ワクチン・検査パッケージの利用が条件となります。

つきましては、1月以降の期間延長に伴う既存予約の取扱いについては、宿泊施設・旅行会社と利用者の中で、予め以下の要件を付して、販売価格を割引く旨の契約（予約）の変更等が必要となりますので、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

### [要件]

- ワクチン2回接種済（2回目接種から14日以上）またはPCR検査等検査結果が陰性（3日以内）であること
  - ※ 同居する親等が同伴することを条件に12歳未満は検査不要
- 全ての利用者について、居住地を証する書面及び接種済証または検査結果通知書の提示・確認が必要（接種済証明または検査結果通知書については、撮影画像、コピー、電子的な証明書等でも可）であること
- 確認書類を旅行・宿泊当日まで（できる限り販売・契約時）に提示・確認できない場合、割引適用外となること（後日提出は不可）

ただし、学校等の活動に係るツアーや宿泊サービス（修学旅行等）については、学校所在地を証する書面の提示・確認を除き、上記要件を必要としません。